


## 416 災害時にも郵便物集配送を止めない体制づくり

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
日本郵便株式会社 三沢郵便局 【平成 29 年】	1010001112577	その他事業者 【複合サービス事業】	青森県
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 28 年 1 月、三沢市内の 6 郵便局（代表 三沢郵便局）は、三沢市と災害時における相互協力及び平常における高齢者等の見守り活動に関する協定を締結した。同郵便局では、三沢市と災害時の相互協力等に関し、平成 11 年から災害時の相互協力に関する覚書と、道路破損等の情報提供に関する覚書の 2 つを締結していた。</li> <li>● 新たな協定では、災害時に三沢市が住民への情報伝達のために郵便局のネットワークを利用できることが定められている。また、三沢市は避難所へ避難した住民のリストを作成するが、同郵便局にもリストは提供され、災害時の郵便物配達に役立てる。</li> <li>● 同郵便局は避難所に臨時郵便ポストを設置し、避難者の郵便物の取り集めを行うこととしている。</li> <li>● 協定締結後には、社員の防災意識の高まりにより、平常時の業務中でも道路の損傷・交通安全施設について気を配るようになり、破損等を発見した場合には、三沢市に情報提供する体制が身についてきている。</li> </ul>			
			<p>▲三沢市との協定調印式の様子</p>